

「令和6年度 防府市の高齢者虐待の現状」

防府市高齢福祉課

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

平成18年（2006年）4月1日施行

1 高齢者とは：65歳以上の者

※65歳未満であっても養介護施設に入所し、養介護施設、養介護事業のサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなす。

2 高齢者虐待の種類

- ①養護者による高齢者虐待（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）
- ②養介護施設従事者等による高齢者虐待

3 高齢者虐待の分類

- ①身体的虐待
- ②介護・世話の放棄、放任
- ③心理的虐待
- ④性的虐待
- ⑤経済的虐待

高齢者虐待とは、高齢者が「養護者」や「養介護施設従事者等」からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること。

身体的虐待

暴力行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為、行動を制限したり、外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為。

【具体例】

- 平手打ちをする。つねる。蹴る。やけど、打撲をさせる。
- 本人に向けて刃物を近づけたり、振り回す。
- 本人に向けて物を壊したり投げつける。
- 身体を拘束し、自分で動くことを制限する。
- 外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中にも入れない。

介護・世話の放棄、放任

介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

【具体例】

- 住居が極めて不衛生、汚れた衣服や破れた衣服を着ている。
- 栄養失調の状態、適度な食事が準備されない。
- 病気の症状が明らかなのに受診させていない。
- 介護保険サービスの利用が必要であるが未利用、必要量が極端に不足している。
- 孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する。

心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。

【具体例】

- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う。
- 侮辱を込めて、子どものように扱う。
- 本人の尊厳を無視してトイレに行かせずおむつをあてる。
- 台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。
- 家族や親族、友人等との団らんから排除する。

性的虐待

本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。

【具体例】

- 人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。
- 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままに放置する
- 性器への接触や写真を撮影する。
- わいせつな映像や写真を見せる

経済的虐待

本人の合意なしに金銭や財産を本人以外のために消費すること。本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

【具体例】

- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- 本人の自宅等を本人に無断で売却する。
- 年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用。
- 入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。

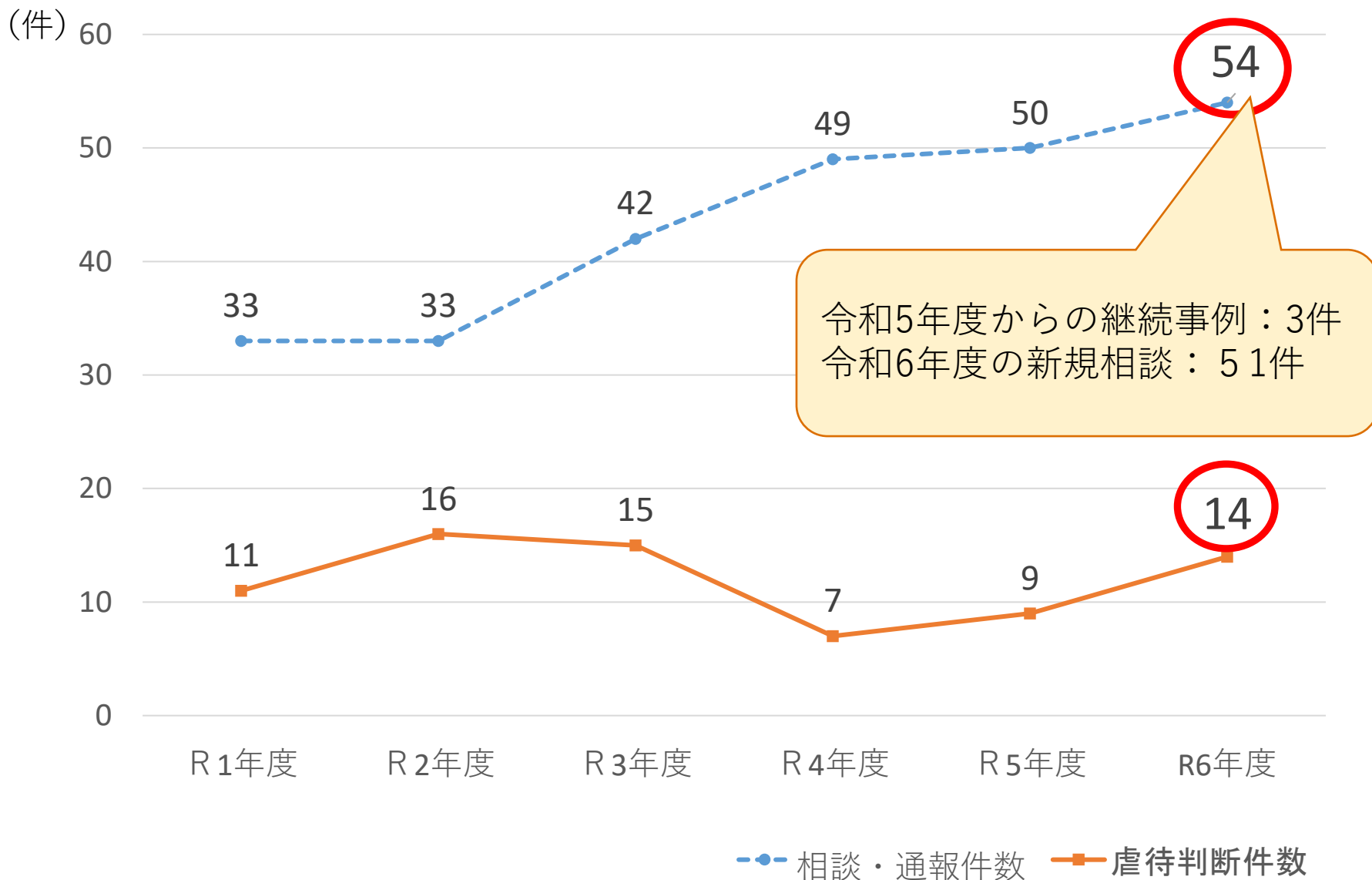
防府市の高齢者の状況

(令和8年1月末現在)

- 人口：111,632人
- 高齢者数：34,816人
- 高齢化率：31.2%



養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

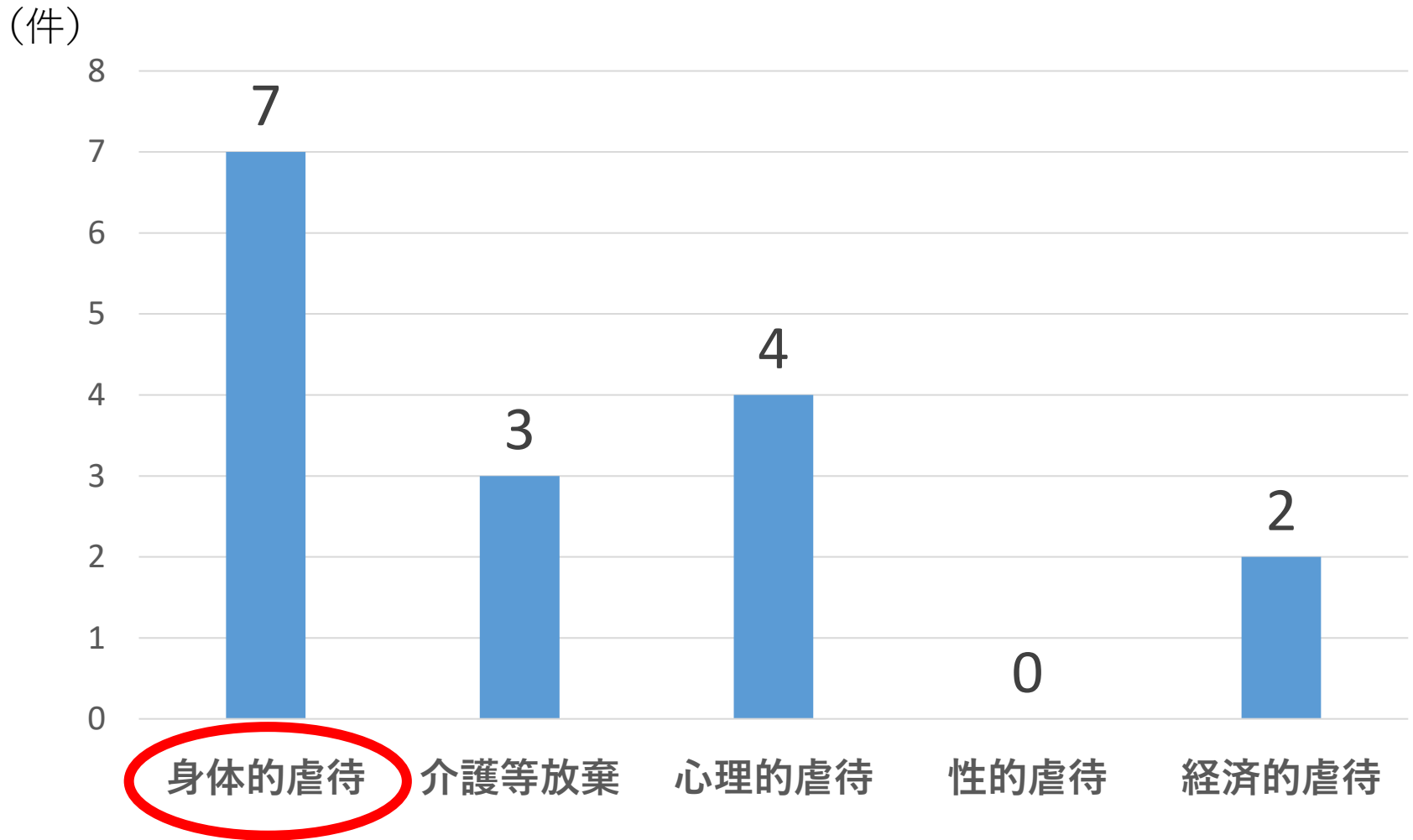


令和6年度虐待の相談・通報者

通報者	件数
介護支援専門員（ケアマネジャー）	13
介護保険事業所職員	2
医療機関従事者	3
近隣住民・知人	2
民生委員	1
被虐待者本人	1
家族・親族	5
虐待者自身	0
行政職員	4
警察	22
その他	6
合計	59

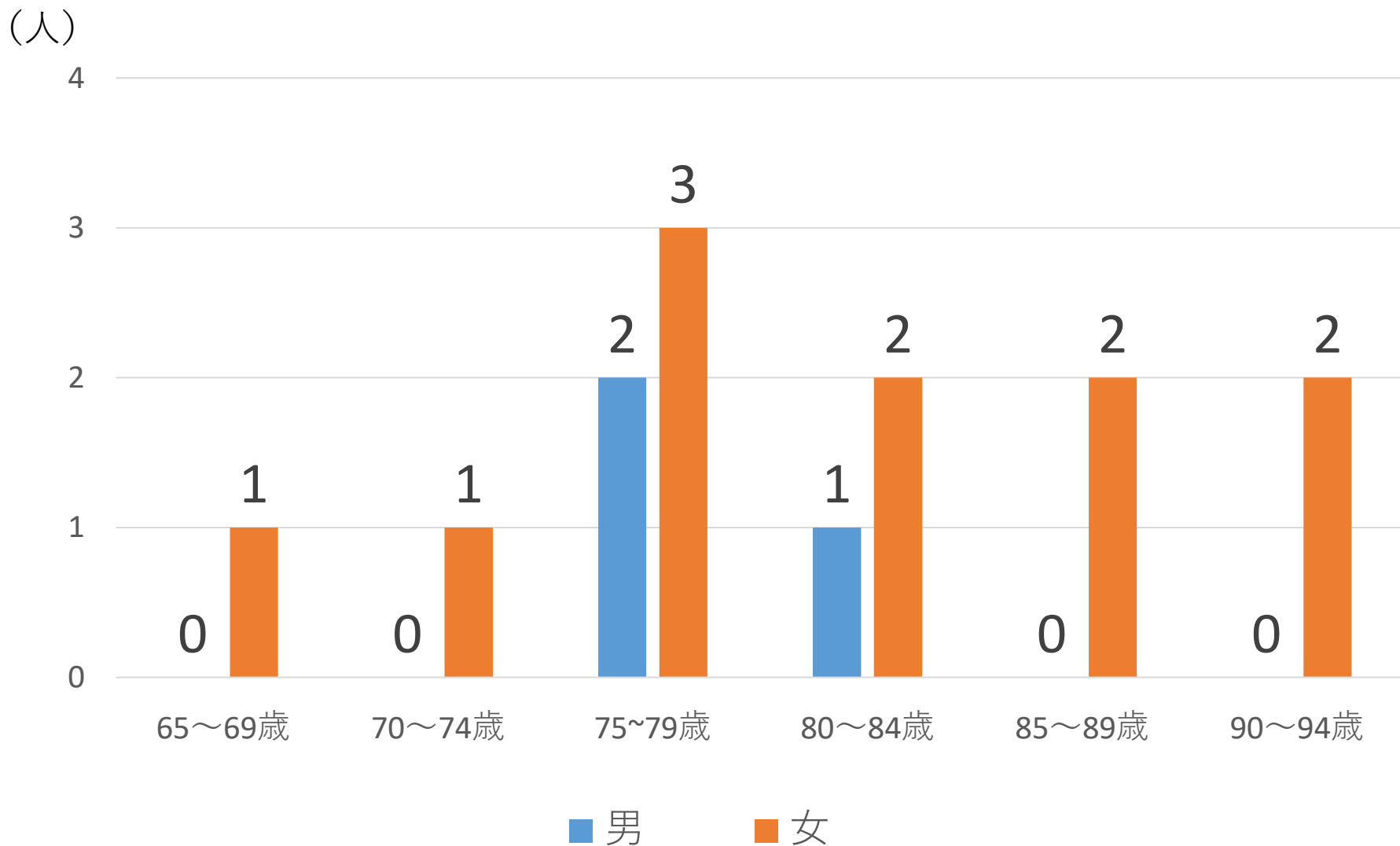
警察からの通報が
37.3%と最も多い

令和6年度 虐待の種類

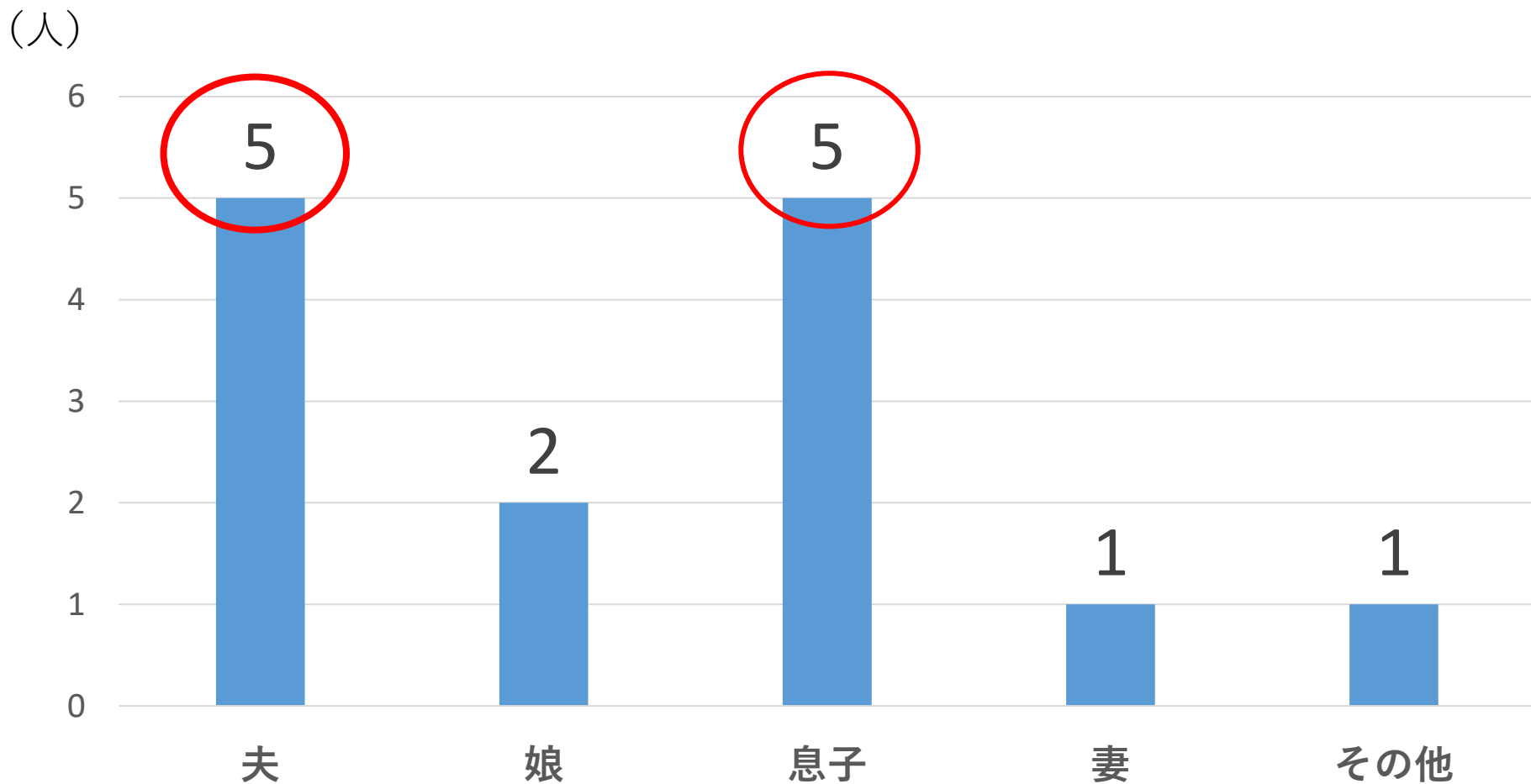


※複数回答あり

令和6年度 被虐待者の年代と性別

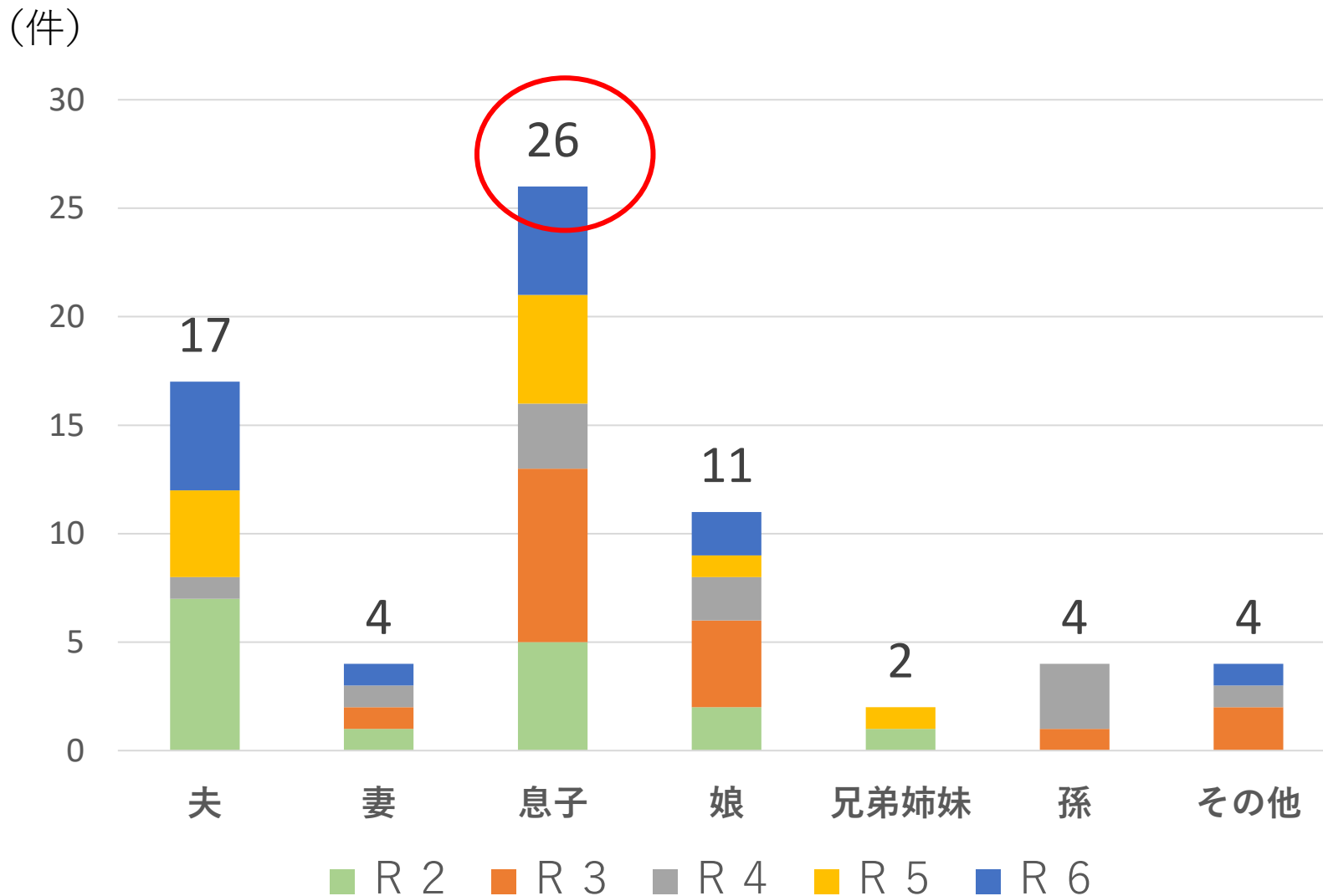


令和6年度 被虐待者から見た虐待者の続柄

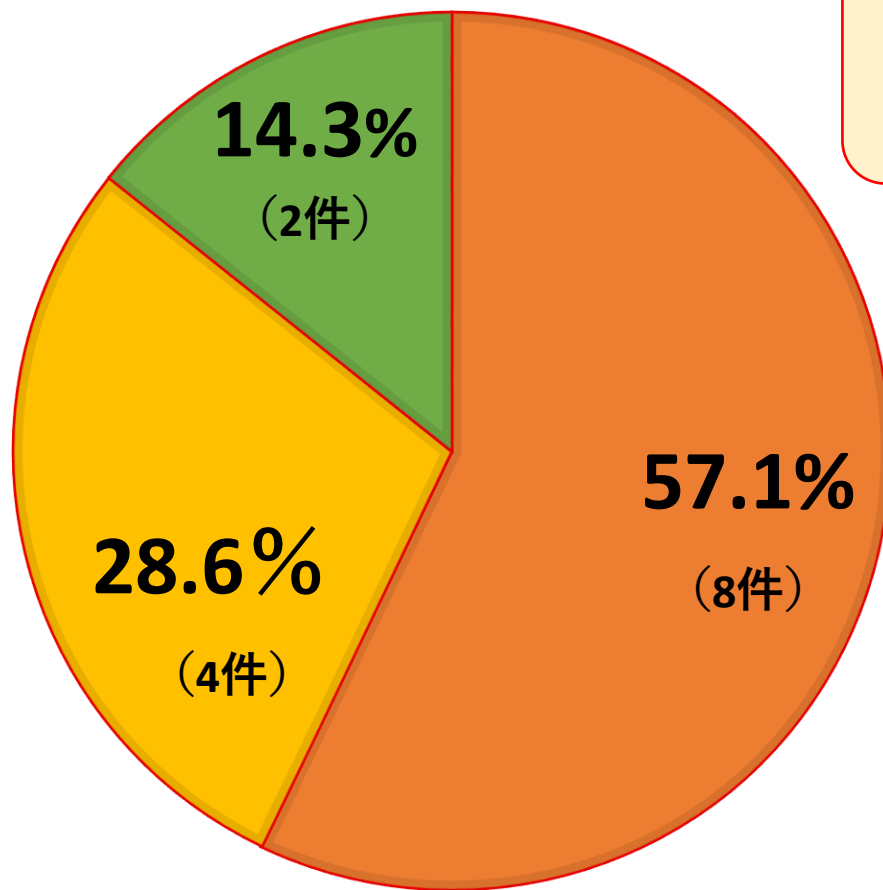


被虐待者から見た虐待者の続柄 (令和2度～令和6年度)

※複数回答



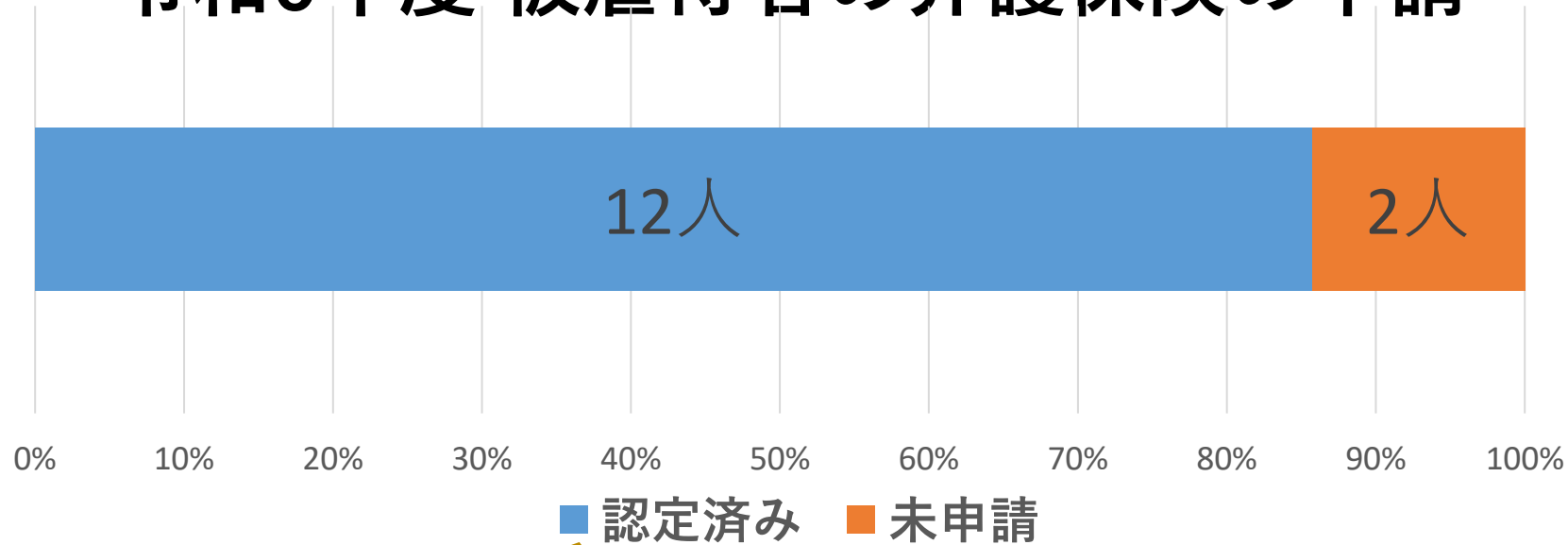
令和6年度 虐待者との同居の有無



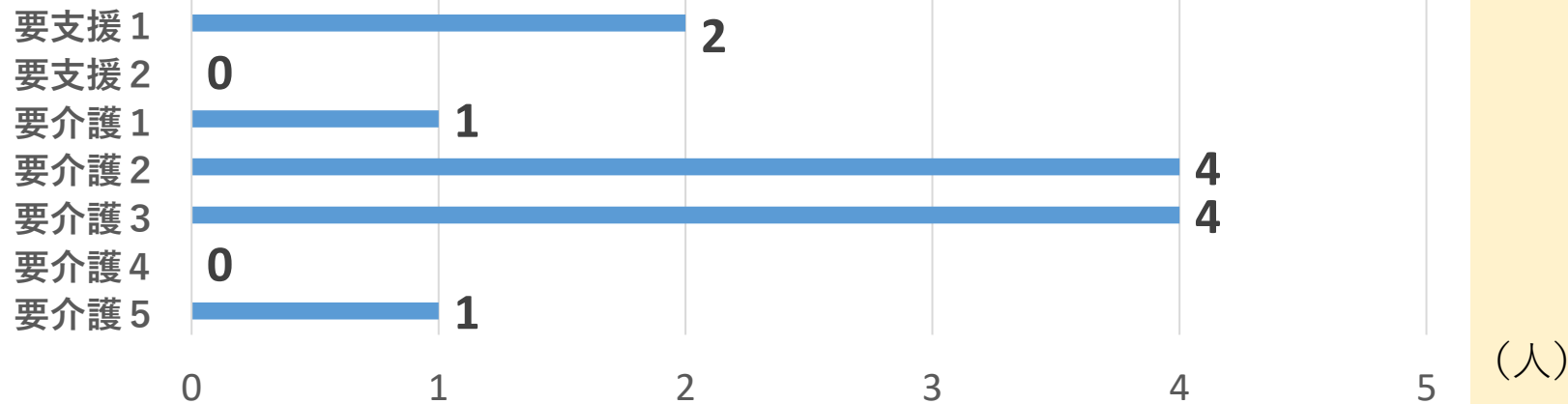
**約86%が
虐待者と同居**

- 虐待者とのみ同居
- 虐待者及び他家族と同居
- 虐待者と別居(独居)

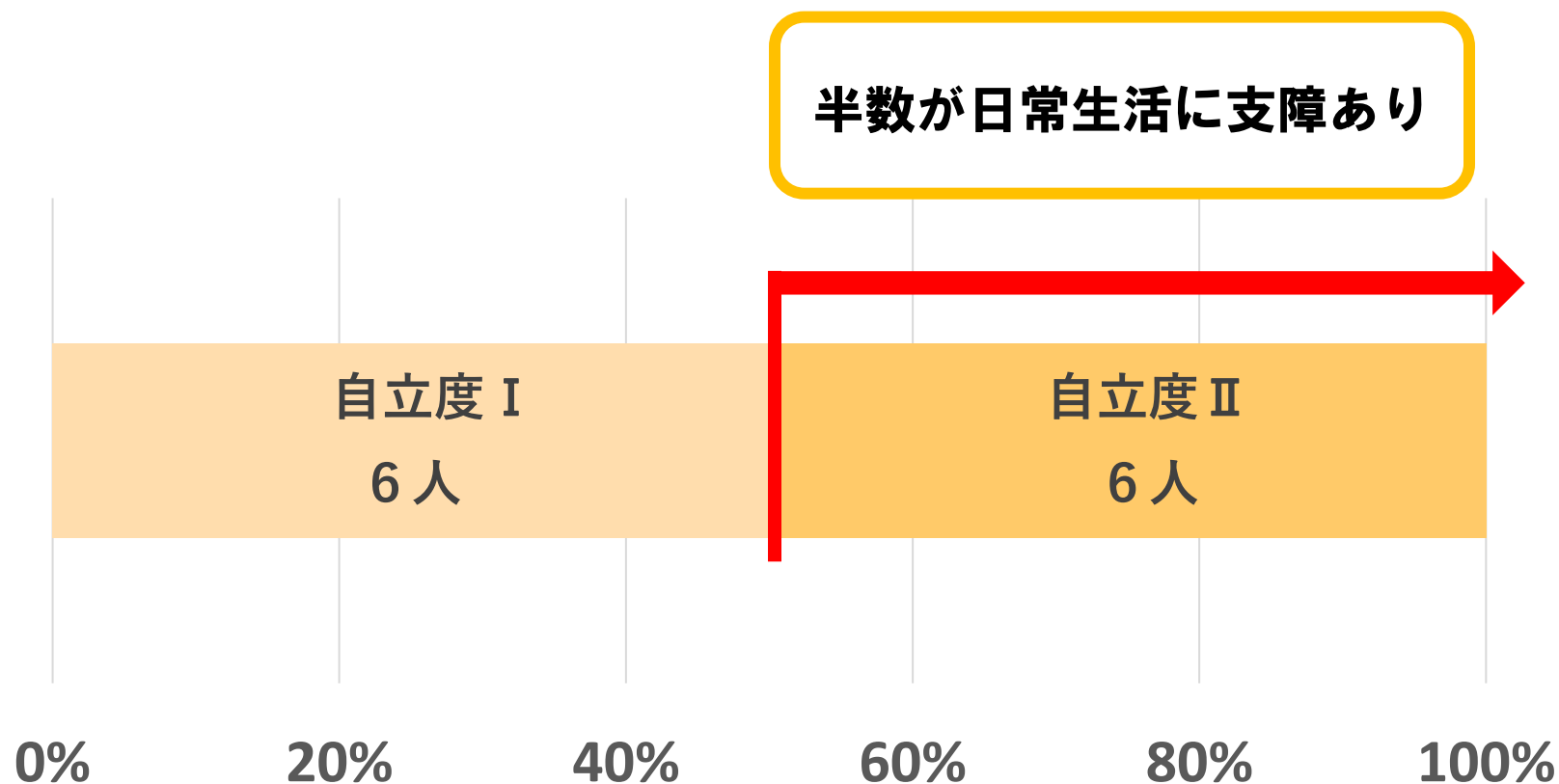
令和6年度 被虐待者の介護保険の申請



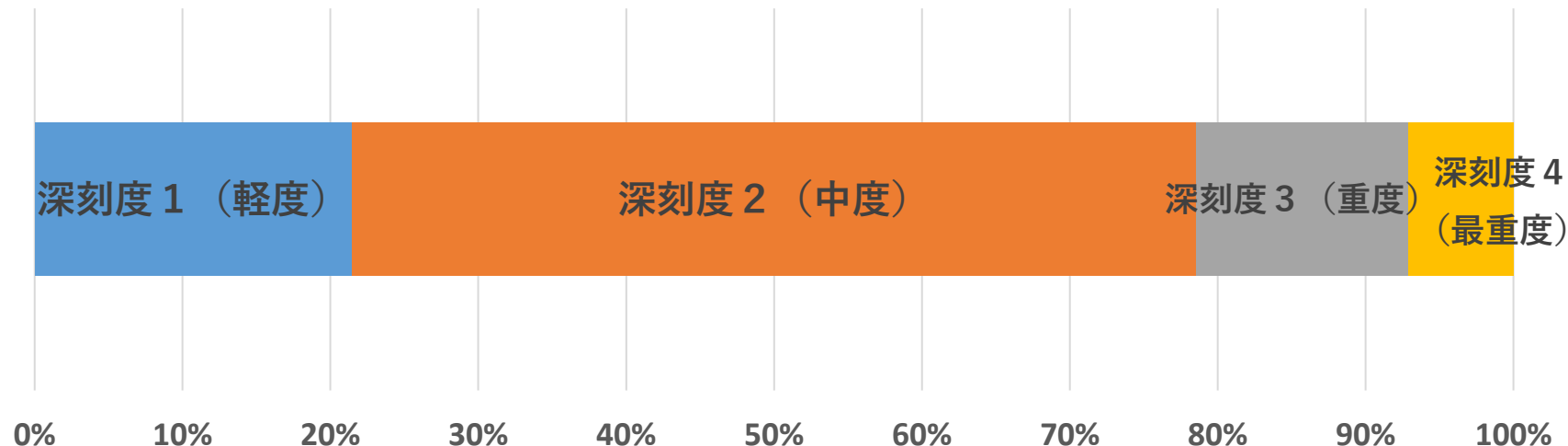
要介護度内訳



令和6年度 介護保険認定済者の認知症日常生活自立度

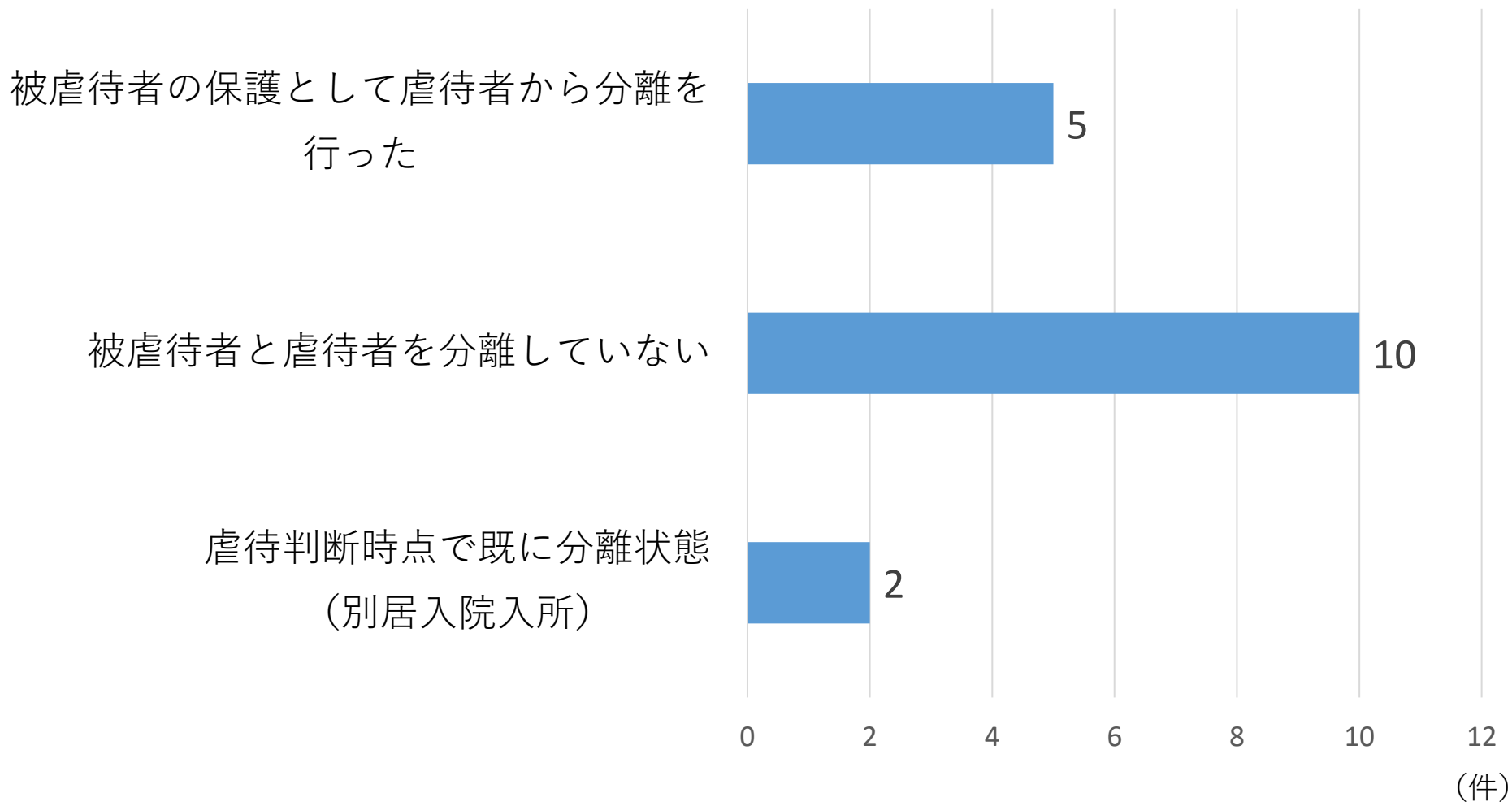


令和6年度 虐待の深刻度



- 4 (最重度) : 生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況
- 3 (重度) : 重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている
- 2 (中度) : 権利侵害行為が繰り返され、高齢者の心身への被害・影響や生活面で支障が出ている
- 1 (軽度) : 高齢者の意思を無視した行為、介護者の都合によるケア等が行われている、軽度の被害・影響が生じている

令和6年度 虐待事例への対応状況（分離の有無）



※令和6年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が令和6年度となった継続事例含む17件

令和6年度 養護者による高齢者虐待のまとめ

◎相談件数、虐待件数

- ・ 相談件数は増加傾向。虐待判断件数は10件前後で推移。
- ・ 相談者は、警察からが1番多く、ケアマネ・事業所職員、家族など多方面から相談・通報があった。

◎被虐待者の状況

- ・ 女性が多く、被虐待者の約8割が介護保険の認定を受けている。
- ・ 介護認定済の半数の対象者に認知機能の低下がみられる。

◎虐待者の状況

- ・ 夫・息子からの虐待が多く、約9割が同居。

虐待かなと思ったら…

高齢者虐待防止法

(法第5条)

**高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、
高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。**

高齢者の身体面や行動面での変化、養護者・家族等の様子の変化に気づける視点をもちましょう。できるだけ早い段階で虐待の兆候に気づくことが大切です。



虐待かなと思ったら…

高齢者虐待防止法

(法第7条)

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、当該高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、**速やかに市町村に通報**しなければならない。

虐待が疑われる場合、一人で抱え込まず、警察、市高齢福祉課、住まい担当地域包括支援センターに速やかに相談してください。早期の相談が、高齢者だけでなく、養護者を支援することにもつながります。



～高齢者虐待を予防するために できること～

みんなで協力し支え合いましょう。

できることから
行動しましょう！

日常的な声かけ

日常的にあいさつ交わしたり、元気がないときは率先して声掛けをしましょう。



ねぎらい

介護に負担を感じている人がいたら、まずはその気持ちを理解し苦勞をねぎらいましょう。



見守り

夜になっても明かりがついていない、最近姿を見ないなど不審な様子がないか見守りましょう。

